

## 入札公告

次の工事について公募型一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和6年8月19日

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 井本満也

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名 播管第8号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（橋梁耐震補強修繕工事（第7・6高架橋））（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所 姫路市別所町佐土

(3) 工事概要

橋梁の耐震補強・補修工事を実施し、地震発生時における緊急輸送道路の安全・安心な交通を確保する。

[工事概要]

延長 602.5m（第7高架橋（下り）231.5m、第6高架橋（下り）371m）

第7高架橋（プレテンPC単純T形桁橋 61.5m、5径間連続RC中空床版協 84m・86m）

第6高架橋（5径間連続RC中空床版協 85m・82m、4径間連続RC中空床版協 68m×3）

- ・RC橋脚巻立工 34橋脚
- ・落橋防止装置取付工 52基
- ・橋梁補修工 1式

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象

(4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和8年12月20日まで

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

(5) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格 有

(6) 入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、紙による入札参加申込み及び入札とし、本件入札は、入札公告10入札手続等に示す日時場所において直接入札の方法により実施する。

## (7) 落札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の適用工事である。

なお、本件工事は、入札期間内に技術資料の提出を求める。

- (8) 本件工事は、「週休2日制度」の対象工事としていない（現場閉所の達成状況に応じた「工事成績の加点」及び「労務費等の補正」は行わない）。

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件を満たす者とする。

### (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 申込期限日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）における工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和6年10月中旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、下記11(2)アに定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、入札参加資格者名簿の一般土木工事における格付等級及び点数がA等級15点以上であること。

カ 入札参加資格者名簿の一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値の合計点数が180点以上であること。ただし、入札参加資格者名簿の一般土木工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①から⑤の工事成績（入札参加資格の一般土木工事に該当するもので、平成元年度から令和5年度までの間に完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を1件に限り申請できる。

この場合において、一般土木工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を次の換算基準により換算した点数を加算した点数が180点以上であること。

- ① 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、令和元年度から令和5年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。
- ② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当するもので、令和元年度から令和5年度までの間に完成したものに限る。
- ③ 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、令和元年度から令和5年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内で

あるものに限る。

- ④ 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、令和元年度から令和5年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。
- ⑤ 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、令和元年度から令和5年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。

換算基準: 工事成績 89 点以上は加算点 120 点、工事成績が 84 点から 88 点は加算点 90 点、工事成績 79 点から 83 点は加算点 60 点、工事成績 74 点から 78 点は加算点 30 点、工事成績 69 点から 73 点は加算点 0 点、工事成績 64 点から 68 点は加算点-20 点、工事成績 63 点以下は加算点-40 点に換算する。

キ 平成 21 年度以降(過去 15 年間)に、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。)として道路橋(A 活荷重または TL-20 以上)または鉄道橋にかかる耐震補強工を完成した施工実績(国、地方公共団体、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))又は建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条に規定する法人が発注した工事(鉄道関連事業等において、施工上のやむを得ない理由により、県から受託した者が発注した工事を含む。)で、工事が完成し、その引渡し完了したものを有すること。

ク 県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ケ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づくものを含む。))又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。))。

コ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(ア) 本件工事に係る設計業務等の受託者

中央復建コンサルタンツ(株)

(イ) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

サ 県及び兵庫県道路公社発注の一般土木工事に係る調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結した工事を申込期限日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の一般土木工事における資格格付要領第 4 条の規定による平均工事成績点が 65 点以上であること。

シ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

## (2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に 3 か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ア) 一般土木施工管理技士又は技術士(建設部門: 鋼構造及びコンクリート)の資格を有

すること。

(イ) 平成 21 年度以降（過去 15 年間）に、(1)において施工実績を有することを求める施工実績を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

また、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

やむを得ず当該配置技術者の変更を行う場合は、技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置すること。

技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置できない場合は、受注者の責により技術資料の内容が履行できないときに該当するものとする。

また、契約締結までの間に、技術資料に記載した配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置できないことが明らかになった場合は契約を締結しない。

### (3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に 3 か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した書類に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事者の現場代理人を充てることができる。

### (4) 技術資料の提出に関する要件

本件工事の入札期間内に、技術資料を提出すること。技術資料の提出に当たっては、別に定める入札説明書によって作成すること。

なお、本資料の内容が適切であっても、技術・社会貢献評価数値の技術提案に係る加算対象としない。

## 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び 10(4)サで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

### (1) 閲覧期間

令和 6 年 8 月 19 日(月)から同年 8 月 28 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を守る条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課

電話番号 (0790) 22-4900 Fax 番号 (0790) 22-5325

## 5 入札参加申込書等の交付

### (1) 交付資料

- ア 入札参加申込書
- イ 設計図書複写申込書
- ウ 入札参加資格確認資料
- エ 誓約書

### (2) 交付期間

令和6年8月19日(月)から同年8月28日(水)まで

### (3) 交付方法

兵庫県道路公社のホームページ (<https://www.h-dorokosya.or.jp/>) の入札情報からダウンロードを行い保存することにより取得すること。

### (4) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ

### (5) 入札参加資格確認資料は、下記11において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(2)の交付期間内に上記(3)により様式等を取得しておくこと。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書複写申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出すること。

### (1) 提出期間

令和6年8月19日(月)から同年8月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 提出方法

上記4(2)の場所に持参すること

### (3) 提出部数

1部

### (4) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）の受領方法

上記6設計図書複写申込書の提出時に交付される設計図書複写確認書を持参の上、複写代金を支払い、下記において受領するものとする。

- (1) 所在地 神崎郡福崎町南田原 1456-17
- (2) 名称 中井総合印刷株式会社
- (3) 電話 0790-22-0300

## 8 設計図書に対する質問

### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）で作成の上、持参又はFaxにより提出すること。

#### ア 提出期間

令和6年8月19日(月)から同年9月3日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の

休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

上記 4 (2)に同じ

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和 6 年 9 月 9 日(月)から同年 9 月 24 日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 閲覧場所

兵庫県道路公社のホームページ(<https://www.h-dorokosya.or.jp/>)に掲示するとともに、上記 4 (2)において閲覧に付す。ただし、上記 4 (2)における閲覧は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除き、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

9 入札保証金

不要

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 6 年 9 月 25 日(水) 午前 10 時 30 分から

(2) 入札及び開札の場所

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 会議室

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要事項を記載し、封入のうえ入札箱に直接投函すること。

イ 技術資料及び第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書のうち「工事費内訳書」と記載されたページの全ての項目について確認できるもの）は、下記により提出すること。

(ア) 提出期間

令和 6 年 9 月 19 日(木)から同年 9 月 24 日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。9 月 24 日（火）は正午まで）

(イ) 提出場所

上記 4 (2)に同じ

(ウ) 提出方法

工事費内訳書は、持参又は郵送

なお、技術資料の詳細については入札説明書を参照のこと。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

ウ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

エ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる 1 件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

- 額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。
- オ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札ではないこと。
- カ 所定の場所に所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)及び技術資料を提出すること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札を行う場合は、第1回目の入札に際して提出された技術資料に基づき入札を行う。
- なお、落札候補者がいる場合であって、下記12において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
- コ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(失格基準価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)
- (イ) 初度の入札において、上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、イに違反し無効となったもの以外の者。
- サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を11の入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

#### (5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 下記(6)コにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者の入札
- ウ 下記14で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- エ 入札参加申込書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札
- オ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札
- カ 全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の行った入札
- キ 他の入札参加者と技術資料の内容について事前協議を行い作成したと認められる等技術資料の内容が適正でない者の行った入札
- ク 他者の技術提案等を用いて技術資料を作成し提出した者の行った入札
- ケ 自らが提出した技術資料の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分があるにもかかわらず、その理由、具体的な作成方法又は自らが独自に作成していることのいずれかを明らかにすることができない者の行った入札
- コ 技術資料の審査において、欠格と評価された者の行った入札

#### (6) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、また、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止す

ることがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。

エ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

(ア) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

(イ) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の事務所・課名を明示すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入させること。

カ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札執行職員の指示に従って、入札書（封筒）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封筒）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

コ 調査基準価格を下回った入札をした者が建設工事請負契約の相手方となる場合には、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（上記3(2)ア(ア)の施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

## 11 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 兵庫県道路公社決裁規程（昭和46年4月26日規程3号）及び兵庫県道路公社事務所処務規程（昭和46年4月26日規程4号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出部数

1部

ウ 提出資料等

(ア) 同種又は類似の工事の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式5号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、平成21年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。



(イ) 配置予定技術者の資格及び工事経験

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似の工事経験を様式 6 号に記載すること。

なお、記載件数は技術者 3 名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、同種又は類似の工事経験については、平成 21 年度以降に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(ウ) 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人の資格を様式 6 号の 3 に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人 3 名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式 6 号の 3 の提出は不要とする。

(エ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係等

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式 7 号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

建設業の許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本件工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

(オ) 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績

入札参加資格者名簿の一般土木工事における県発注工事成績を有しない者で 3 (1)カ後段の加算を希望する者にあつては、3 (1)カ①から⑤発注の工事成績を様式 19 号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 工事成績評定通知書の写し

b 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事実績）の写し

c 入札参加資格者名簿の一般土木工事に分類されることが確認できる設計書等の写し（b において確認できる場合は不要。）

d 施工場所が県内であることを確認できる契約書等の写し（②発注工事以外。b において確認できる場合は不要。）

エ 提出方法

上記 4 (2) の場所に持参する。

オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

キ 提出された資料は、返却しない。

ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ケ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を (3) の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

## 12 総合評価に関する事項

### (1) 評価区分及び評価項目

評価区分及び評価項目については、次のとおりとする。なお、詳細については入札説明書を参照のこと。

<加算点>

評価区分	評価項目
企業の施工能力	①工事成績 ②社会貢献点数
配置予定技術者の技術力	①工事成績 ②継続学習（CPD）の取組状況
地域建設業者の育成	①地域精通度（本店所在地） ②県内企業の下請負人活用状況 ③新技術・新工法の活用 ④若年・女性技術者の育成 ⑤建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用
減点	2 減点項目

### (2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（100点）＋加算点）／入札価格（単位：億円）

加算点は、入札説明書に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

### (3) 落札者の決定方法

① 落札候補者のうち、次の全ての要件に該当し、上記の評価基準により算定した評価値の最も高い者で、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除した数値）を下回らないこと。

ウ 低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合には、当該入札価格が失格基準価格以上であり、かつ当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができることと認められること。

② 調査基準価格及び失格基準価格を設けているので、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定する。

この場合において失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

③ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

## 13 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。

- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (3) 落札者は、工事施工計画及び下請負人等通知書を作成し、契約締結時までに提出すること。

#### 14 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1（調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県道路公社が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県道路公社を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 15 支払条件

支払い条件は、次のとおりとする。

##### (1) 年割支払 有

各年度における支払予定額は、おおむね次の割合による。

令和6年度 約16% 令和7年度 約61% 令和8年度 約23%

##### (2) 前金払

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。

##### (3) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

##### (4) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工期表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

##### (5) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中8回以内とする。

なお、兵庫県道路公社の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分

払の回数を変更することがある。

#### 16 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合  
その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合  
その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において

(ア) に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### 17 その他

(1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県道路公社に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により

提出させた誓約書の写しを含む。)

- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第 2 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 下請負人の選定にあたっては、兵庫県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に留意すること。
- (7) 受注者は、契約後 V E 方式の実施承認を受けた場合は、契約締結後に請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。  
その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。  
詳細は、特記仕様書等による。
- (8) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (9) 入札結果については、落札決定後、兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課で落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後、速やかに兵庫県道路公社のホームページ (<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>) の入札情報で公表する。

## 総合評価落札方式（施工能力評価型）入札説明書

次の工事の入札を総合評価落札方式（施工能力評価型）によって実施します。入札に参加する意思がある場合は、下記に掲げる要領によって技術資料を作成し提出してください。

### 記

#### 1 工事の概要

- (1) 工事名 播但連絡道路 道路維持修繕工事（橋梁耐震補強修繕工事（第7・6高架橋））  
（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事場所 姫路市別所町佐土
- (3) 工事概要 延長602.5m（第7高架橋（下り）231.5m、第6高架橋（下り）371m）  
第7高架橋（プレテンPC単純T形桁橋61.5m、5径間連続RC中空床版橋84m・86m）  
第6高架橋（5径間連続RC中空床版橋85m・82m、4径間連続RC中空床版橋68m×3）  
・RC橋脚巻立工 34橋脚  
・落橋防止装置取付工 52基  
・橋梁補修工 1式
- (4) 工期（又は施工期間） 令和8年12月20日限り  
フレックス方式  
全工期：工期の始期日から令和8年12月20日限り  
余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで
- (5) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象である。

#### 2 技術資料作成要領

##### (1) 提出資料

- ① 施工能力評価型 技術資料 表紙（施工能力評価型様式1号）
- ② 自己評価申告書（施工能力評価型様式2号）
- ③ 企業の施工能力（施工能力評価型様式3号）
- ④ 配置予定技術者の技術力（施工能力評価型様式4号）
- ⑤ 若手・女性技術者の育成（施工能力評価型様式5号）
- ⑥ 不履行項目数（施工能力評価型様式6号）
- ⑦ 上記資料の内容を証明する根拠資料

##### (2) 提出期間

令和6年9月19日（木）から9月24日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（9月24日（火）は正午まで、正午から午後1時までを除く。）

##### (3) 提出方法

- ① 技術資料は、紙による提出とする。
- ③ 持参の提出先  
神崎郡福崎町西田原1949  
兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課  
電話番号 (0790) 22-4900 Fax番号 (0790) 22-5325

##### (4) 様式等の交付

- ① 交付期間

令和6年8月19日（月）から8月28日（水）まで

② 交付方法

技術資料の様式等は、必ず上記①の交付期間内に兵庫県道路公社ホームページ (<http://www.h-dorokosya.or.jp/>) の入札情報からダウンロードを行い保存することにより取得すること。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 評価基準

評価基準は別表1のとおりとする。

#### (2) 評価の方法

① 評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格（単位：億円）} \\ &= (\text{標準点（100点）} + \text{加算点}) / \text{入札価格（単位：億円）} \end{aligned}$$

② 加算点は、前項で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

#### (3) 落札者の決定方法

① 契約担当者は、入札参加資格を満たす者のうち次の全ての要件に該当する者について、上記(1)及び(2)の規定に基づく評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 技術資料の審査において、「契約に適合した履行ができない」に該当し、適切と認められないものがないこと。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

ウ 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除して得た数値）を下回らないこと。

エ 低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格が失格基準価格以上であり、当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができることと認められること。

② 評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定するものとする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

#### (4) 技術資料の提出

① 全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の行った入札は無効とする。

② 入札参加者から提出された技術資料の再提出又は修正は、原則として認めない。

③ 次に該当する者の行った入札は無効とする。

ア 他の入札参加者と技術資料の内容について事前協議を行い作成したと認められる等、技術資料の内容が適正でない者

イ 他者の技術提案等を用いて技術資料を作成し提出した者

ウ 自らが提出した技術資料の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分があるにもかかわらず、その理由、具体的な作成方法又は自らが独自に作成していることのいずれかを明らかにすることができない者

エ 開札から資格確認までの間に兵庫県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者

#### (5) 技術資料等の審査

① 3(1)及び(2)の規定に基づく評価値を決定するに当たっては、予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者を除く入札参加者について、次に定めるところによって仮定した技術評価点（標準点と加算点の合計値）に基づき、評価値を算定する。

ア 加算点は、入札参加者の技術資料のうち、自己評価申告書に記載のある評価点欄の数値が全て正しい数値であると仮定する。

- ② ①の規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、自己評価申告書の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
- ア 自己評価申告書の評価点欄に数値の記載がない場合は、当該評価項目の最低点とする。
- イ 自己評価申告書の評価内容欄に記載された事項と評価点欄に記載された数値が一致しない場合は、当該評価項目の最低点とする。
- ③ ②の確認によって技術評価点が変わった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者が決定するまで、②の規定に基づく確認を行う。
- ④ ①から③までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、全ての技術資料の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
- ア 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より高い評価となる場合は、当該評価項目は自己評価申告書の評価点欄の点数によって評価する。
- イ 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より低い評価となる場合は、当該評価項目の最低点とする。
- ⑤ ④の確認によって技術評価点が変わった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者が決定するまで、②から④までの規定に基づく確認を行う。
- ⑥ ①から⑤までの規定に基づく評価値の最も高い者が決定した場合は、技術審査会の審議によって技術評価点を確定し、評価値を算定する。
- ⑦ 技術資料等の記載事項によって加点することができないと明確に判断できる評価項目の取扱については、契約担当者の判断による。
- また、技術資料等の一部が未提出又は白紙であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目の最低点とする。
- ⑧ 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができる。
- また、その結果、補足の資料提出を求めることができる。
- ⑨ 技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

## (6) 落札者の決定通知及び公表

- ① 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。
- ② 入札参加者は、前項の通知された日の翌日から起算して5日以内（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15条）に定める県の休日を除く。）に、自らの評価項目の得点を様式1号によって照会することができる。
- ③ 契約担当者は、前項の照会に対する評価項目の得点を、様式2号によって回答するものとする。ただし、不調等によって再度、入札手続を行う必要がある場合は、回答しない。
- ④ 契約担当者は、落札決定後、兵庫県道路公社建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、次の項目を落札決定日の翌日までに公表する。
- ア 評価値
- イ 企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域建設業者の育成及び減点の各評価区分の得点（各評価項目の合計点）

## (7) 技術資料の記載内容の担保

- ① 技術資料は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、仕様どおりの品質確保が期待できないなど履行の必要がないと認められる場合については、この限りではない。
- ② 受注者は、技術資料の記載事項に対する履行状況について適切な時期に監督員の確認を受けること。
- ③ 受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとと



もに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県道路公社が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術資料の記載内容が履行できなかった原因が現場条件の変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、工事成績評定点の減点及び総合評価落札方式を適用する工事における得点の減点を行わない。

なお、年度とは、兵庫県道路公社の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）とする。

- ④ 契約担当者は、その違反によって契約の目的を達成できないと認められる場合は、契約を解除することがある。
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合又は、受注者の責によって、技術資料の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県道路公社指名停止基準の適用対象とする。

## 5 実施上の留意事項

- ① 契約担当者は、技術資料の内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案内容については、その概要について公表する場合がある。
- ② 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- ③ 契約担当者は、技術資料の記載事項に対する履行に当たって、請負代金額を変更しない。
- ④ 提出された技術資料は、返却しない。
- ⑤ 「証明・根拠資料」が不十分と判断した場合は、当該評価項目については評価しない。（0点とする。）
- ⑥ 落札者は、契約期間中、技術資料に記載した配置予定技術者の中から、当該工事現場に専任で配置すること。
- ⑦ 技術資料の作成に際して質問がある場合は、入札公告に示す設計図書に対する質問がある場合の取扱によって照会すること。

別表 1 加算点「評価基準」

評価区分	評価項目	配点	評価方法		得点	
企業の 施工能力	工事成績 注1)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		/4点	
			工事1件 当たりの 得点 (4件)	85点以上		0.50点/件
				80点以上 85点未満		0.40点/件
				75点以上 80点未満		0.30点/件
				70点以上 75点未満		0.20点/件
	70点未満、該当工事なし	0.00点/件				
	社会貢献点数 注2)	2点	100点以上		2.0点	
			80点以上 100点未満		1.5点	
			60点以上 80点未満		1.0点	
			40点以上 60点未満		0.5点	
40点未満			0点			
配置予定 技術者の 技術力 注3)	工事成績 注4)	4点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		/7点	
			工事1件 当たりの 得点 (①②③ あわせて 2件)	① 主任(監理)技術者又は専任補助者として従事した工事		
				85点以上		2.00点/件
				80点以上 85点未満		1.50点/件
				75点以上 80点未満		1.00点/件
				70点以上 75点未満		0.50点/件
				② 現場代理人(専任補助者を除く。)として従事した工事		
				85点以上		1.00点/件
				80点以上 85点未満		0.75点/件
				75点以上 80点未満		0.50点/件
	70点以上 75点未満	0.25点/件				
	③ 従事役職を問わず、70点未満、該当工事なし		0.00点/件			
	継続学習(CPD)の取組状況 注5)	3点	推奨単位以上の取得実績がある。		3点	
推奨単位以上の取得実績がない。			0点			
地域 建設業者 の育成	地域精通度 (本店所在地) 注6)	1点	本店の所在地が指定地域内にある。		1点	
			本店の所在地が指定地域内がない。		0点	
	県内企業の下請負人 活用状況 注7)	1点	下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。		1点	
			上記に該当しない。		0点	
	新技術・新工法の活用 注8)	1点	当該工事において適用する。		1点	
			当該工事において適用しない。		0点	
若手・女性技術者の育成 注9)	1点	当該工事において適用する。		1点		
		当該工事において適用しない。		0点		
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用 注10)	1点	CCUSに事業者登録済		1点		
		CCUSに事業者未登録		0点		
評価区分	評価項目	配点	評価方法		得点	
減点	減点項目 注11)	-6点	技術資料の記載内容の不履行項目数(1年間通算)	不履行なし	0点	
				1項目	-2点	
				2項目	-4点	
				3項目以上	-6点	
合計		16点			/最大 16点	

注1) 「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間(入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間)に完成し、引渡し完了した、兵庫県等(※1)又は公社等(※2)(※3)が発注した該当工種の土木工事(※4)を、元請(※5)として施工した工事における工事成績評定点とし、工事实績情報サービ

ス（コリンズ）に登録され、各発注機関の工事成績評価結果を有するものから、最大4件まで加点する。

（※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

（※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

平成30年7月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限る。

（※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

令和3年10月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限る。

（※4）緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評価結果を有しない工事は評価の対象外とする。

また、対象工事については、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが判断できる場合に限り加点する。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。

（※5）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

注2）「社会貢献点数」は、入札参加申込期限日において有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に登載されている該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数から、技術評価数値の「工事成績」欄に登載された該当工種の点数を減じた数値とする。ただし、該当工種が技術評価数値の「工事成績」欄に登載されていない工種である場合は、該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数とする。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。

注3）「配置予定技術者の技術力」は、技術資料に記載されている主任技術者又は監理技術者として配置予定の3名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者によって評価する。ただし、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、主任技術者又は監理技術者として配置予定の3名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者の比較対象から除く。

なお、入札参加者は、全ての配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合は、主任技術者又は監理技術者に加えて、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれにも該当する専任の補助者（以下「専任補助者」という。）（※1）（※2）を現場代理人として配置することができる。

専任補助者を配置する場合は、当該評価区分「配置予定技術者の技術力」における全ての評価項目において、配置予定技術者の施工実績に代えて専任補助者の施工実績に基づき評価する。

専任補助者を配置する場合は、入札参加資格要件が求める施工経験については、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工経験を有していればよい。

全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）又は専任補助者が契約締結までに、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」とし、欠格とする。

（※1）専任補助者は現場代理人の責務を有するほか、新たに主任技術者又は監理技術者を指導・助言する責務を負うこととし、主任技術者又は監理技術者及び調査基準価格を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合に、主任技術者又は監理技術者とは別に追加して専任で配置する技術者を兼務することができない。

（※2）契約工期中、専任補助者を本件工事現場に専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が専任を要しない期間を除く。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該専任補助者を変更することを認めない。

やむを得ず当該専任補助者の変更を行う場合は、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置すること。

技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置できない場合は、受注者の責により技術資料の内容が履行できないときに該当する場合がある。

また、契約締結までの間に、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者

を配置できないことが明らかになった場合は契約を締結しない。

注4) 「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間（入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間）に完成し、引渡し完了した、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事（※4）を、元請（※5）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（※6）として契約工期の全期間（※7）に従事した工事における工事成績評定点とし、工事实績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものから、最大2件（※8）まで加点する。

監理技術者補佐として従事した工事における工事成績は、申告することができない。

（※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

（※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

平成30年7月1日以降に完成し、引渡しが完了したのものに限る。

（※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

令和3年10月1日以降に完成し、引渡しが完了したのものに限る。

（※4）緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評定結果を有しない工事は評価の対象外とする。

また、対象工事については、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが判断できる場合に限り加点する。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。

（※5）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

（※6）現場代理人として従事した工事における工事成績は、申告する工事の工事開始日以前に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定された主任技術者として配置できる資格（同法第7条第2号ハに該当する者に限る。）を有していた場合に限り、加点する。

（※7）工事開始日から引渡しが完了した日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除く。ただし、ダム、トンネル等の大規模な工事で、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中に交代した場合であっても、従事した期間が24か月を超える場合に限り加点する。

（※8）工事成績の申告は1工事につき1件とし、主任技術者又は監理技術者と現場代理人を兼務した工事における工事成績は、重複して申告することができない。

注5) 「継続学習（CPD）の取組状況」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近5年間における、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が認定する継続学習制度（CPDS）の学習履歴を評価する。ただし、発注工事の工種が造園工事の場合は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近1年間における、造園CPD協議会が認定する造園CPD制度の実施記録を評価する。

「推奨単位」は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の場合は、入札参加申込期限日の前年度から起算して連続する年度において、20ユニット／1年間、40ユニット／2年間、60ユニット／3年間、80ユニット／4年間、100ユニット／5年間のいずれか、造園CPD協議会の造園CPD制度の場合は、50単位／1年間とする。

注6) 「地域精通度」は、当該工事において本店の所在地が契約工期中に継続して指定地域内に所在することをあらかじめ申告する場合に加点する。

「本店の所在地」は、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）の所在地とする。

なお、指定地域は、「兵庫県内」とする。

当該評価項目を「本店の所在地が指定地域内にある。」として申告した受注者は、契約工期中の履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

注7) 「県内企業の下請負人活用状況」は、当該工事において県内企業を下請負人として活用すること又は県内企業が元請負人として自社施工することをあらかじめ申告する場合に加点する。

「県内企業」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）が県内に所在する者、「下請負人」とは、県から工事を受注した元請負人から当該工事の履行のために直接工事を受注した者（一次下請に限る。）とする。

当該評価項目を「下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」として申告した受注者は、施工体制台帳を監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

なお、受注者の責によらない設計変更によって追加された工種について、県内企業を下請負人として活用、又は県内企業が元請負人として自社施工することが不可能な場合はその履行義務を免除する。

注8) 「新技術・新工法の活用」は、当該工事において新技術・新工法を活用することをあらかじめ申告する場合に加点する。「新技術・新工法」とは、「新技術情報提供システム (NETIS) 」又は「ひょうごの土木技術活用システム」に掲載された技術・工法（設計図書に含まれる新技術・新工法を除く。）とする。

なお、当該工事において「新技術情報提供システム (NETIS) 」又は「ひょうごの土木技術活用システム」の概要欄に掲載された全ての技術・工法を活用し、その効果を確認すること。

当該評価項目を「当該工事において適用する。」として申告した受注者は、採用する新技術・新工法の活用方法等について施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

注9) 「若手・女性技術者の育成」は、全ての配置予定技術者を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合に加点する。ただし、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。

注10) 「建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用」は、元請負人がCCUSに事業者登録済であることを申告する場合に加点する。

共同企業体は元請の全ての構成員が事業者登録済みである場合に加点する。

注11) 「減点項目」は、入札参加申込期限日の前年度1年間（入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度1年間）に完成し、引渡し完了した、兵庫県が発注した総合評価落札方式の工事を、元請（※1）として施工した工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績とする。

（※1）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。